

広告掲出募集要領（山口県住宅課所管分）

山口県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行うこととなりました。

については、広告掲出実施要領の別紙に掲げる施設に広告を掲出する者（以下「広告主」という。）を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告掲出に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「広告掲出実施要領（山口県住宅課所管分）」に基づいて行います。

2 広告掲出施設等

施設、媒体、所在地、掲出場所、規格、種類及び募集枠数は別紙のとおりとします。

3 広告掲出の要件

(1) 山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。

(2) 山口県広告掲載基準第4条に該当する内容の広告は掲載できません。

※ 詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

(3) 広告掲出場所の立地状況等を踏まえ、他者の営業を妨げるもの又はそのおそれのあるものについては広告掲載の対象としません。

(4) 広告掲出に当たっては、別途、行政財産の使用許可が必要となります。

4 広告掲出期間

使用許可の期間は1年以内で、会計年度をまたがらないものとします。この期間には、広告の設置、撤去及び広告掲出箇所の原状復旧の期間を含みます。

5 広告料の申込み価格（1枠当たり）

最低価格（消費税及び地方消費税を含みます。）は、別紙のとおりとします。

※ 別途、広告作成及び設置工事（広告掲出場所の現状の部材を撤去する場合は、その工事を含みます。）に係る費用は、広告主の負担となります。

※ 別途、行政財産使用許可に係る費用が必要となります。

6 募集方法等

(1) 募集期間

随時募集とします。

(2) 申込方法

広告掲出申込書（山口県住宅課所管分）（様式1）に、必要事項を記入の上、必要書類を添えて、山口県土木建築部住宅課県営住宅管理班まで持参又は郵送してください。

(3) 広告主の決定方法

「3 広告掲出の要件」に基づき、広告の掲出が適当であると認めた者たち、受付順に広告主に決定します。

※ 広告主を決定したときは、各申込者に結果を通知（様式2、様式3）します。

7 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、広告掲出承認願（山口県住宅課所管分）（様式4）と広告原稿を指定する日までに山口県住宅課県営住宅管理班まで提出してください。

※ 審査後、結果を文書により通知します。（様式5、様式6）

※ 審査の結果、広告内容の修正を指示する場合もありますので留意してください。

8 広告料等の納入

広告料等を県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

9 広告掲出に係る施工及び維持管理

(1) 施工方法の基準

部 位	仕 様
ベース	・アルミ複合板若しくはこれと同等以上の耐久性を有するものとすること。
下地部材	・下地部材は構造耐力上支障がないものとし、アルミ等鋳びににくい材質、若しくは鋳び止め加工がされたものとすること。（木造は不可。） ・壁面との接合は、あと施工アンカーボルトによること。 ・あと施工アンカーボルトの打ち込み深さ、径及び本数は、看板

下地部材	の自重を支持するのに充分な強度を有するものとすること。 ・建築基準法に定める耐風圧に耐え得る構造とすること。 ・下地部材同士の接合金物及びあと施工アンカーボルトのうち壁面に打ち込む部分以外の部分については、少なくとも掲出期間中において腐食しないよう、鋸び止め加工等されたものを使用すること。 ・あと施工アンカーボルトのうち、壁面に打ち込む部分はSUS製とすること。
表 示	・インクジェット印刷フィルム貼りなど、少なくとも掲出期間中において容易に剥がれない耐久性を有するものとすること。

- (2) 広告の掲出に係る施工方法は、原状回復や強度の確保及び壁面材質等を考慮した方法を採用することとし、具体的な工事内容については、あらかじめ山口県の承認を得てください。
- (3) 施工については、住民、通行人、近隣住民等へ損害を及ぼさないよう最大限の注意を払ってください。
- (4) 広告スペース、広告物及びこれに付随する設備の設置、維持、管理点検は、すべて広告主の責任により行うものとします。
- (5) 照明を設置することはできません。
- (6) 広告掲出に係る施工及び維持管理における事故に関して、山口県は一切の責任を負いません。

10 費用の負担等

- (1) 屋外広告の設置、維持、管理及び撤去に関する工事費、屋外広告物設置許可申請手数料、その他必要とされる一切の費用は広告主の負担とします。
- (2) 広告主は、自らの負担において、広告物設置と同時に当該広告物について、生産物賠償保険に加入するものとします。
- (3) 契約期間が満了したとき、及び契約が解除されたときにおいて、広告主が自ら投じた経費があっても、広告主はこれらを一切、山口県に請求することができません。

11 広告の作成

- (1) 広告主は、自らの責任及び負担で広告を作成するものとします。
- (2) 広告主は、広告の内容等について、当該広告を掲出しようとする日から2週間前までに山口県に提出し、審査を受けてください。

(3) 広告主は、期間中に掲出中の広告の内容を変更することができます。ただし、変更後の内容については事前に山口県の承認を受けてください。

12 瑕疵担保責任

契約締結後、施設等に瑕疵があり、広告主が広告スペースを利用できない期間が生じたときは、県は広告主に広告料及び行政財産使用料を日割計算して払い戻します。

13 解除

広告主が行政財産使用料又は広告料を滞納した場合、若しくはこの要領に違反した場合は、契約を解除することができます。

14 広告掲出箇所の原状復旧

広告主は、期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、広告掲出箇所を原状に復するものとします。ただし、山口県が適当と認めたときはこの限りではありません。

15 その他

(1) 再委託等の制限

広告主は、事前に山口県の承認を得た場合を除き、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

(2) 譲渡又は転貸の制限

広告主は、事前に山口県の承認を得た場合を除き、この事業に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は承継させてはいけません。

(3) 担保の禁止

広告主は、この事業に係る一切の権利を担保に供してはいけません。

(4) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を山口県に報告してください。

(5) この要領の定めのほか、この事業の実施に関し疑義が生じた場合は、広告主と山口県双方協議の上、解決するものとします。

16 問い合わせ先

〒753-8501

山口市滝町1-1

山口県住宅課県営住宅管理班

TEL 083-933-3880

FAX 083-933-3899

E-mail a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年1月17日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。